

子育てのお金のこと・手当のこと



医療費の助成制度



乳幼児医療費の助成

未就学児が、市内医療機関で保険診療を受けた場合、受給資格証を提示すれば窓口での支払いはありません。ただし、入院分や市外医療機関で保険診療を受けた場合、窓口で支払った金額は、後日、申請することにより指定口座に振り込まれます。詳細はP10参照してください。 ■問合せ/こども福祉課

ひとり親家庭等医療費の助成

母子、父子、養育者家庭で18歳になって最初に迎える3月31日までの児童及び20歳未満で障害のある児童を対象に、医療保険の自己負担金分の一部を助成します。ただし、所得制限があります。 ■問合せ/こども福祉課

子ども医療費の助成

平成23年1月診療分から、小学生及び中学生（入院分のみ）が病気やけがで保険診療を受けたときの自己負担を助成します。 ■問合せ/こども福祉課



医療費の公費負担制度



未熟児養育医療

身体の発育が未熟なままで生まれ、指定養育医療機関で入院を必要とする方に対して、その治療に必要な医療費を県が負担します。家族の収入に応じて自己負担金が生じます。 ■問合せ/朝霞保健所 ☎048-461-0468

小児慢性特定疾患医療

18歳未満の児童で、小児慢性特定疾患の対象基準に該当し、医療機関で治療を受けている方に対して医療費の一部を給付します。家族の収入に応じて自己負担金が生じます。 ■問合せ/朝霞保健所 ☎048-461-0468

自立支援医療（育成医療）

18歳未満の児童で、現在身体に障害があるか、または現に疾患があってもそのまま放置すると将来一定の障害を残すと認められるお子さんで、手術などの外科的な治療等によりその症状が軽くなり、日常生活が容易にできるようになると認められる場合に、その治療費の一部を県が負担します。家族の収入に応じて自己負担金が生じます。 ■問合せ/朝霞保健所 ☎048-461-0468

精神障害者通院医療費助成制度（和光市の制度）

精神に疾患がある方が通院して治療を受けるとき、その医療費の一部を公費で負担します。90%を医療保険及び公費で負担し、さらに自己負担分を市で助成します。 ■問合せ/社会福祉課

療育医療給付制度（結核）

結核にかかり、長期入院を必要とする児童に対して医療と学校教育を給付する制度です。家族の収入に応じて自己負担があります。

■問合せ／朝霞保健所
☎048-461-0468

重度心身障害医療費の支給

身体障害者手帳（1～3級）・療育手帳を持っている方（A・A・B）が病院などで診療を受けた場合に、保険医療の一部負担金を助成します。ただし、他の公費負担や健康保険により、高額医療費や付加給付が支払われる場合は、その額を除きます。

■問合せ／社会福祉課

難病疾患入院見舞金の支給

埼玉県の指定した難病のため、医療機関等に入院した場合に見舞金を支給します。ただし、検査入院は除きます。

■問合せ／社会福祉課



各種手当

子ども手当

子ども手当とは、中学校修了前まで（15歳になって最初に迎える3月31日まで）のお子さんを養育している方に支給されるものです。申請のあった翌月から支給されます。

*公務員の方は勤務先で申請してください。（詳細はP11参照）

*制度に変更があった場合は市ホームページをご覧ください。

■問合せ／こども福祉課

児童扶養手当

父母の離婚、父の死亡などによって父と生計を同じくしていない子どもや、父に一定の障害のある子どもを育てている方に支給される手当です。

■問合せ／こども福祉課

特別児童扶養手当

20歳未満で、重度の心身障害により、日常生活において常時特別な介護を必要とする場合、支給されます。（所得制限あり）

■問合せ／社会福祉課

障害児福祉手当

20歳未満の在宅の重度障害児に、常時特別な介護を必要とする場合、手当が支給されます。

■問合せ／社会福祉課

ひとり親家庭児童就学支度金制度

中学校に次年度入学予定の児童を養育している母子家庭、父子家庭、父母のいない児童を養育している方に、入学準備に必要な経費の一部を助成します。所得制限があります。

■問合せ／こども福祉課

自立支援教育訓練給付金

母子家庭の母の自立支援促進を図るため、資格取得に有効な指定の各種講座を受講した場合、その受講料の一部を補助します。母子家庭の母で児童扶養手当を受給しているか同様の所得水準である方が対象です。（他にも要件あり。）

■問合せ／こども福祉課



幼稚園の入園料・保育料の補助

私立幼稚園就園奨励費補助金（国庫補助事業）／
幼稚園児保護者補助金（市単独事業）＊満3歳児対象外

市内に住民登録のある世帯で、満3歳児、3歳児、4歳児、5歳児を私立幼稚園等に就園させている保護者に対して、就園奨励費や入園料補助金、保育料補助金（満3歳児は対象外）を支給する制度です。所得制限があります。

【申請方法】 毎年6月下旬から7月にかけて各幼稚園を通じて配布される書類に必要事項を記入し、幼稚園に提出してください。交付決定通知は12月中旬、（保育料補助金は翌年3月上旬）となります。

■問合せ／教育総務課



子育て家庭優待制度

優待カード



パパ・ママ応援ショップ

協賛店舗において上記のカードを提示すると、各種優待が受けられます。

【対象者】 中学生までのお子さんをお持ちのご家庭・妊娠中の方がおられるご家庭
1家庭につき1枚となっており、使用はご家族のみに限られています。

【有効期限】 平成25年3月末、または一番下のお子さんが15歳になって最初に迎える3月末までです。

【配付の仕方】 母子健康手帳に同封しています。紛失等された方は、こども福祉課、市内各出張所、保健センターにて配布しています。

【協賛店舗】 県ホームページ（<http://www.pref.saitama.lg.jp/index.html>）でご確認ください。

■問合せ／こども福祉課（カードについて）
産業支援課（協賛店舗について）

赤ちゃんの駅をご利用ください。

乳幼児を連れた保護者の方が安心して外出できるように、市内の児童センター（館）や子育て支援センターなどの公共施設で、オムツの交換や授乳が可能な施設を「赤ちゃんの駅」として、指定しています。

目印は、入口付近に掲示したステッカーです。

■問合せ／こども福祉課



赤ちゃんの駅ステッカー